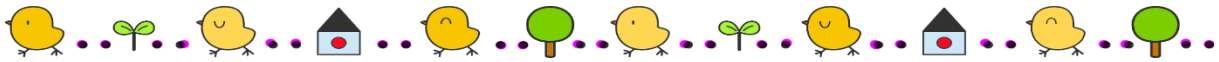




小浜市



令和4年度 入園の手引き (教育・保育給付認定の手引き)



受付期間

令和3年9月1日(水)～令和3年10月1日(金)

提出場所

小浜市役所子ども未来課 または 各施設

留意事項



・令和4年4月から令和5年3月までの入園すべてを、この期間に受付しますので、育児休暇が明けるなどの理由で職場復帰予定の方、市外より転入予定の方など、年度途中の入園を希望される方は、必ずこの期間中に申し込みを行ってください。



・入園後、新しい環境に慣れるための「慣らし保育」を実施しています。
※3歳以上児は約2週間、0～2歳児は約1か月間

【お問い合わせ】

小浜市役所子ども未来課

〒917-8585 小浜市大手町6-3

TEL:0770-64-6013 MAIL:kodomomirai@city.obama.fukui.jp

1. 教育・保育給付認定について



(1) 認定区分

保育園等の入園にあたっては、小浜市からの「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」とは、お子さんの教育もしくは保育の必要性について、市が認定を行うものであり、認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	対象となる子ども	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する方	なし	認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で保育を希望する方	あり	・認定こども園（保育園部） ・保育園
3号認定	満3歳未満で保育を希望する方	あり	・認定こども園（保育園部） ・保育園

※1号認定の申し込み手順 … 4ページをご確認ください

※2・3号認定の申し込み手順 … 5・6ページをご確認ください

※小浜市内の教育・保育施設の一覧を13・14ページに掲載しています。



保育園とは…

保護者の就労などの理由により、家庭内での保育が困難なお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

入園の際には、3ページ「保育を必要とする事由」に該当することが要件となります。

認定こども園とは…

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園が1つの施設に集約されている施設です。

認定こども園では、保護者が働いている、働いていないに関わらず利用ができ、また保護者の就労状況が変化した場合であっても、通いなれた施設を継続して利用できることが大きな特長です。

(2) 2・3号認定の条件および保育必要量の決定

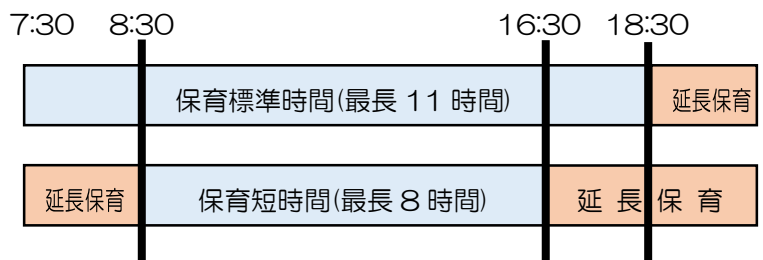
2・3号認定を受けるためには、下記の「保育を必要とする事由」に該当することが必要となります。なお、認定の際には、保育を必要とする事由に応じて、認定の有効期間および保育必要量も決定します。

※保育必要量とは、保育を必要とする時間のことで、保育標準時間・保育短時間の2つの区分があります。

保育を必要とする事由	左記の要件	有効期間	保育必要量	
			保育標準時間	保育短時間
就労	月120時間以上の労働	小学校就学まで	○	○
	月48時間以上120時間未満の労働	小学校就学まで	—	○
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと	産前6週間・産後8週間に達する日の属する末日まで	○	○
疾病・障がい	保護者が疾病・負傷、精神もしくは身体に障がいを有していること	小学校就学まで	○	○
介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること	小学校就学まで	○	○
災害復旧	—	小学校就学まで	○	○
求職活動	—	入園日から3か月間	—	○
就学	—	小学校就学まで	○	○
虐待、DV	—	小学校就学まで	○	○
育児休業	すでに保育園等を利用して、継続利用が必要であること	育児休業にかかる子どもが満1歳に到達する日の属する月の末日まで	—	○

保育必要量のイメージ

保育必要量	最大利用可能時間
保育標準時間(※)	7:30～18:30
保育短時間(※)	8:30～16:30



※聖ルカ乳児保育園のみ保育標準時間は 7:40～18:40 です。

※認定こども園聖ルカ幼稚園のみ保育短時間は 8:00～16:00 です。

※各世帯の実態に応じて、それぞれの時間の範囲内で利用することになります。

なお、利用時間によっては、延長保育料がかかります。

2. 入園の申し込み手順について



(1) 1号認定（認定こども園幼稚園部）の申し込み方法

認定こども園幼稚園部の申し込みを行う場合は、下記によりお申し込みください。

ア 提出書類

- ①認定こども園・保育園等入園申込書 兼 教育・保育給付認定申請書
- ②児童発達状況表

※上記書類は、小浜市役所子ども未来課および各認定こども園に設置しています。

また、子育て支援サイト「すくすくおばまっ子」にも掲載しています。

※書類提出の際には本人確認として、マイナンバーの提示をいただいております。

詳しくは8ページをご覧ください。

イ 提出先

小浜市役所子ども未来課 または 各認定こども園

ウ 申し込み受付期間

令和3年9月1日（水）～令和3年10月1日（金）

エ 申し込み後の流れ

令和3年10月	園による選考・内定通知発出
令和3年12月	市より教育・保育給付認定証の発送
令和4年1月～順次	入園に向けた面接

オ 留意事項

・申し込みにあたっては、各園が作成した募集要項を必ず一読ください。



・申し込み人数が募集人数を上回った場合、抽選により選考を行います。
あらかじめご了承ください。



(2) 2・3号認定（保育園等）の申し込み方法

保育園や認定こども園保育園部の申し込みを行う場合は、下記によりお申し込みください。

ア 提出書類

- ①認定こども園・保育園等入園申込書 兼 教育・保育給付認定申請書
- ②保育が必要なことを証明する書類

※下記表のとおり、保育を必要とする事由によって提出書類が異なります

保育を必要とする事由		必要な書類	その他必要な書類
就労	会社などに勤務	就労証明書 ※必ず所属先からの証明を受けてください。 自署のものは受付できません。	—
	内職		申告書
	自営・農業・漁業等	納品書や発注書の写し	申告書
妊娠・出産		母子手帳の写し ※表紙および予定日のページ	申告書
疾病・障がい		診断書または障害者手帳の写し	申告書
介護・看護		診断書	申告書
求職活動		求職申告書	ハローワークの登録票等
就学		在学証明書または合格通知書の写し	申告書

- ③児童発達状況表
- ④家族状況調書（65歳未満の祖父母が同居している場合）
- ⑤重要事項確認書 兼 同意書

※上記書類は、小浜市役所子ども未来課および各施設に設置してあります。

また、子育て支援サイト「すくすくおばまっ子」にも掲載しています。

※書類提出の際には本人確認として、マイナンバーの提示をいただいております。

詳しくは8ページをご覧ください。

イ 提出先

小浜市役所子ども未来課 または 各施設

ウ 申し込み受付期間

令和3年9月1日（水）～令和3年10月1日（金）

エ 利用調整

申し込みのあったすべての方について、7ページの表に基づき点数を付し、点数の高い方（保育の必要性の高い方）から優先的に入園を決定していきます。

したがって、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

オ 申し込み後の流れ

令和3年10月～11月	利用調整 ※必要に応じて市から連絡させていただくことがあります
令和3年12月末	内定通知および教育・保育給付認定証発送
令和4年1月～順次	入園に向けた面接

カ 留意事項



令和4年4月から令和5年3月までの入園すべてを、この期間も受付しますので、育児休暇が明けるなどの理由で職場復帰予定の方、市外より転入予定の方など、年度途中の入園を希望される方は、必ずこの期間中に申し込みを行ってください。



お子さんの入園にあたり、新しい環境に慣れるための「慣らし保育」を実施しています。具体的には、3歳以上児で2週間、0～2歳児は約1か月かけて、お預かりする時間を少しずつ伸ばしていきます。慣らし保育中は、午前中のみで降園する期間もありますので、お子さんのお迎えの時間に関してご注意ください。



利用調整にかかる点数表

事由		保育ができない理由・状況	基本点数
① 就 労	外勤務 居宅外自営	1日6時間・週5日かつ月120時間以上勤務	10
		1日4時間・週4日かつ月64時間以上勤務	9
		1日4時間・週3日かつ月48時間以上勤務	7
	内勤 (内職) 居宅内自営	1日6時間・週5日かつ月120時間以上勤務	9
		1日4時間・週4日かつ月64時間以上勤務	7
		1日4時間・週3日かつ月48時間以上勤務	5
②産前産後		産前6週・産後8週の期間	6
③保護者の 疾病等	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	10	
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	7	
	疾病などにより、保育に支障がある場合	5	
④障 害	身体障害者手帳等1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10	
	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合	8	
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合	6	
⑤同居人親族の 介護・看護	臥床者、重度障害者の介護、看護のため、週30時間以上保育が困難な場合	9	
	病人、障害者の介護、看護のため、週16時間以上保育が困難な場合	7	
	病人、障害者の介護、看護のため、週12時間以上保育が困難な場合	5	
⑥災害・復旧		震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	10
⑦ 就 学	就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合	8	
	就労に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合	6	
⑧ 求 職 中		求職中である場合（入所要件は90日とする）	3
⑨ ひとり親	1日4時間・週4日かつ月64時間以上勤務している場合	10	
	1日4時間・週3日かつ月48時間以上勤務している場合	9	
	求職中で保育ができない場合	7	

個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類提示のお願い

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）の施行により、平成28年1月1日以降の申請については、個人番号（マイナンバー）の申告が必要となりました。

これは、保育料等を決定するための税情報の取得やひとり親世帯等であるかなどの業務に利用するためとなっています。

個人番号の記入が必要なのは、入所児童とその保護者および世帯員（兄弟および同居祖父母等を含む）の原則全員となります。

また、個人番号を使用する手続きの際には、他人の成りすまし等を防止するため、申請者の本人確認を行います。

本人確認では、

- 1) 正しい個人番号であることの確認（番号確認）と
- 2) 手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

本人確認書類の提示をお願いします。

- 1) 番号確認 ※記載された世帯全員分が必要となり、次のいずれか1点で確認します
 - 1 個人番号（マイナンバー）カード（顔写真付き）
 - 2 個人番号通知カード
 - 3 個人番号付きの住民票
- 2) 身元確認書類 ※窓口で提出される方の身元確認を行います
 - 1 個人番号（マイナンバー）カード（顔写真付き）
 - 2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で①氏名、②生年月日または住所、の記載のあるもの。
 - 3 身元確認書類1または2がない場合は、健康保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、その他【官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等】から2つ以上

※本人確認を行うのは、申請者となる保護者（父または母）です。

※祖父母など、保護者（父または母）以外の代理の方が申請書を提出する場合は、代理の方の上記身元確認書類で身元確認ができるものをご持参ください。

3. 保育料・副食費について



(1) 保育料

ア 算定方法について

- ・保育料は、児童を養育している父母等の市民税の所得割額と保育必要量によって、0円（無料）から51,200円の範囲で決定します。

※右のQRコードを読み込みと、金額表が表示されます。



- ・一方で、多子世帯など、一定の要件を満たす世帯に関しては、減免の措置があります。

※右のQRコードを読み込むと、詳細が表示されます。



- ・なお、3歳児（年少）以上の保育料は無料となります。

ただし、無料の対象は保育料（保育にかかる費用）で、副食費（給食代）や行事にかかる費用などは、保護者の実費負担となります。

（注意）保育料とは別に、施設により教材費等の実費負担が必要な場合があります。

イ 保育料の切り替え

- ・保育料は、毎年4月と9月の年2回切り替えを行っています。
（4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。）
- ・なお、4月～8月分は前年度の市民税額を基に算定し、9月～3月分は当年度の市民税額を基に算定します。
- ・正式な保育料については、4月・5月入園の方は4月中旬に、6月以降入園の方は入園月の半月前に通知させていただきます。

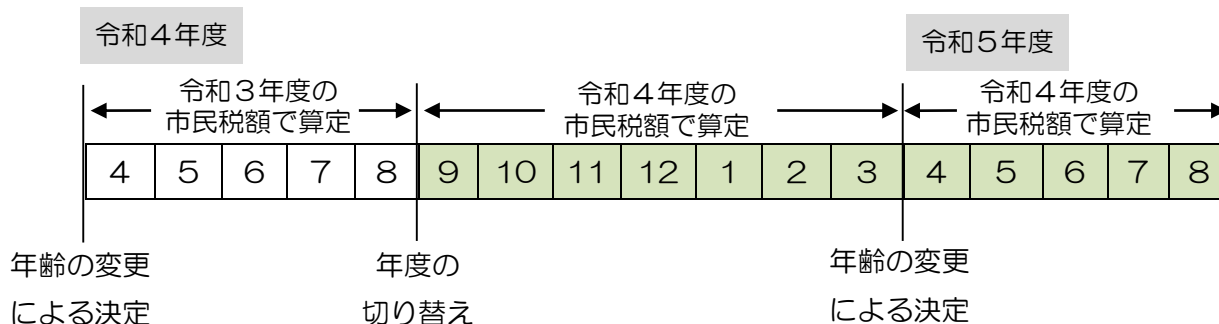
《令和4年度の保育料・副食費のイメージ》

※令和4年4月～令和4年8月分の保育料

令和3年度（令和2年1月～12月中の所得）の市民税額を基に算定

※令和4年9月～令和5年3月分の保育料・副食費

令和4年度（令和3年1月～12月中の所得）の市民税額を基に算定



(2) 副食費

ア 副食費（給食代・3歳以上児のみ）の算定方法について

- 3歳児（年少）以上の児童の保育料は、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により無料ですが、別途副食費が必要となります。
- 副食費は、おかずやおやつといった給食にかかる実費の一部で、父母等の市民税所得割額が一定以上ある方について、徴収対象となります。
- なお、徴収対象者となった方のうち、公立保育園を利用する方は一律4,500円（月額）となります。
※私立保育園・私立認定こども園の副食費は各施設にお問い合わせください。
- 一方で、多子世帯など、一定の要件を満たす世帯に関しては、減免の措置があります。

1号認定子どもの副食費は
こちらから ⇒



2号認定子どもの副食費は
こちらから ⇒



イ 副食費の切り替えについて

- 副食費は、毎年4月と9月の年2回切り替えを行っています。
（4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。）
- なお、4月～8月分は前年度の市民税額を基に算定し、9月～3月分は当年度の市民税額を基に算定します。（前ページを参照）



4. その他の保育サービス



(1) 延長保育

保護者の方の勤務時間や通勤時間などのやむを得ない事情により、保育標準時間または保育短時間の時間を超えて保育を必要とするお子さんのために、「延長保育」を実施しています。

実施施設	実施時間
浜っ子こども園	19時まで
チューリップ保育園	19時30分まで
やまなみ保育園	19時まで
認定こども園聖ルカ幼稚園	19時まで
認定こども園そらのとりこども園	19時まで
バンビーナ	19時まで

※別途延長保育料が必要です。

(2) 土曜保育

保護者の勤務等により、土曜日においても保育を必要とするお子さんのために、「土曜保育」を実施しています。

利用施設	実施先
公立園を利用しているお子さん	浜っ子こども園
私立園を利用しているお子さん	各施設

(3) 病児・病後児保育

お子さんが病氣中または病氣回復期にあつて集団保育が困難であり、保護者がやむを得ない事情により家庭で保育ができない場合に、一時的にお子さんをお預かりします。

施設名	施設類型	所在地	電話番号
とまと	病後児対応	後瀬町5-2 (小浜病院に隣接)	0770-52-0440
バンビーナサポート	病児および 病後児対応	多田2-2-2 (中山クリニックに隣接)	0770-56-2631

※病児 … 病氣の回復期に至っていないため、集団保育が困難な児童

※病後児 … 病氣の回復期にあつて、集団保育が困難な児童

※別途利用料が必要です。利用にあたっては、事前に各施設にお問い合わせください。

(4) 一時預かり

ア 1号認定こどもを対象とした一時預かり(預かり保育)

1号認定を受けた在園児童が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に家庭での保育が困難な場合、教育時間を超えて利用することができます。

お子さんの利用施設	実施時間(平日)	備考
認定こども園聖ルカ幼稚園	14:30~18:30	•各園を利用する1号こどものみが対象 •長期休業日(夏休み期間等)も実施
認定こども園そらのとりこども園	14:30~18:30	

※別途利用料が必要です。

イ 非在園児を対象とした一時預かり

保育園等を利用されていないお子さんについて、保護者の突発的な就労や育児疲れなどにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、お子さんをお預かりします。

実施施設名	所在地	電話番号
はましんわくわくステーション	小浜白鬚 112	0770-52-2505
ハーツわくわくくらぶ	遠敷 9 丁目 501	0770-56-4880
三びきのこぶた保育園	遠敷 8 丁目 204-1	0770-56-3833

※別途利用料が必要です。

※利用にあたっては、事前に各施設にお問い合わせください。

(5) 広域入所保育

保護者の勤務状況により、市内の保育施設ではお子さんの送迎が困難な場合や、里帰り出産などに伴い、小浜市外の保育施設を希望される場合は、事前に子ども未来課までご相談ください。



5. 市内の教育・保育施設一覧



※各施設の QR コードを読み取ると、各施設の紹介パンフレットが表示されます。

【保育園】

施設名	パンフレット	公私	経営主体	住所	電話番号	定員	受入可能な年齢	受入時間
国富保育園		公立	小浜市	栗田	52-5683	60	1 歳児～ 5 歳児	標準時間 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30
遠敷保育園				遠敷	56-0432	110		
口名田保育園				中井	58-0212	60	0 歳児～ 5 歳児	
中名田保育園				和多田	59-0102	30	1 歳児～ 5 歳児	
加斗保育園				飯盛	53-3049	40		
内外海保育園				甲ヶ崎	53-0554	40		
松永保育園				上野	57-1822	45		
宮川保育園					竹長	57-1723	19	
聖ルカ乳児保育園		私立	社会福祉法人 聖ルカ会	千種	53-1538	50	0 歳児～ 2 歳児	標準時間 7:40～18:40 短時間 8:30～16:30
チューリップ保育園			社会福祉法人 清菱会	伏原	53-2125	105	0 歳児～ 5 歳児	標準時間 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30
やまなみ保育園			社会福祉法人 清菱会	水取	53-2873	150		
はましんわくわく ステーション			NPO 法人 わくわくらぶ	白鬚	52-2505	19	0 歳児～ 2 歳児	
バンビーナ			医療法人 三愛会	多田	56-5631	19		

【認定こども園】

施設名	パンフレット	公私	経営主体	住所	電話番号	定員	受入可能な年齢	受入時間
浜っ子こども園		公立	小浜市	川崎	52-0142	1号 70 2・3号 130	0歳児～ 5歳児	1号 8:30～14:00 2・3号 標準時間 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30
認定こども園 聖ルカ幼稚園		私立	学校法人 聖ルカ学園	千種	52-0995	1号 24 2・3号 76		1号 8:30～14:30 2・3号 標準時間 7:30～18:30 短時間 8:00～16:00
認定こども園 そらのとりこども園			社会福祉法人 聖ルカ会	和久里	56-5677	1号 15 2・3号 140		1号 8:30～14:30 2・3号 標準時間 7:30～18:30 短時間 8:30～16:30

【認可外保育施設】

※利用にあたっては、直接各施設にお問い合わせください。

施設名	公私	経営主体	住所	電話番号	定員	受入可能な年齢
三びきのこぶた保育園	私立	株式会社	遠敷	56-3833	15	0歳児～2歳児
ハーツわくわくらぶ	私立	NPO法人	遠敷	56-4880	10	0歳児～2歳児



【お問い合わせ】

小浜市役所子ども未来課

〒917-8585 小浜市大手町 6-3

TEL:0770-64-6013 MAIL:kodomomirai@city.obama.fukui.jp